

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

2013年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減税を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨から見て容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて政府に下記の通り対策を求めます。

### 記

1. 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。
3. 被災自治体の復興に要する地方負担分については、通常の前算とは別枠として確保すること。
4. 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係費等に係る財源については、完全に復元すること。
5. 小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(平成25年6月24日 可決)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）  
内閣官房長官

あて

石川県野々市市議会